

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(預託前株券等の取扱い)</p> <p>第 41 条 機構は、募集（証券取引法第 2 条第 3 項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。）又は売出し（<u>同法</u>第 2 条第 4 項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。）に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券（会社の成立後又は新株の<u>払込期日以後</u>株券として発行される予定のもので、商法第 225 条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）及び株券（以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。）のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(預託前株券等の取扱い)</p> <p>第 41 条 機構は、募集（証券取引法第 2 条第 3 項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。）又は売出し（<u>証券取引法</u>第 2 条第 4 項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。）に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券（会社の成立後又は新株の<u>払込期日後</u>株券として発行される予定のもので、商法第 225 条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）及び株券（以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。）のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(預託日の制限)</p> <p>第 53 条 機構は、次に掲げる日は、株券の預託を受けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業年度を 1 年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して 6 月を経過した日(当該会社が商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日(<u>前号</u>に該当する場合を除く。))</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(預託日の制限)</p> <p>第 53 条 機構は、次に掲げる日は、株券の預託を受けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。</p> <p>(1) <u>商法第 224 条ノ 3 第 1 項の規定により会社が定める一定の期間が始まる日の前日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 営業年度を 1 年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して 6 月を経過した日(当該会社が商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日(<u>第 2 号</u>に該当する場合を除く。))</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(実質株主の報告)</p> <p>第 81 条 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 31 条第 4 項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主（当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。）について、銘柄ごとに、氏名及</p>	<p>(実質株主の報告)</p> <p>第 81 条 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 31 条第 4 項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主（当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。）について、銘柄ごとに、氏名及</p>

び住所並びに株式数を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客（施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者）を実質株主として報告しなければならない。

(1) 会社が商法第 224 条ノ 3 第 1 項の規定により一定の日を定めたとき。

その日の実質株主

(2)・(3) (略)

(実質株主でなくなった者等の通知)

第 85 条 (略)

2 (略)

3 機構は、参加者口座簿の記載及び前項の報告に基づき、会社に対し、実質株主として通知をした者が実質株主でなくなっている場合はその者を、その通知をした株式数が減少している場合はその株式数の減少を通知するものとする。

(準用規定)

第 98 条 第 4 章の規定（第 36 条第 4 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 53 条第 2 号、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条、第 78 条の 2 及び第 81 条第 3 号の規定を除く。）は、投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質投資主」と読み替えるものとする。

2 (略)

附 則

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

び住所並びに株式数を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客（施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者）を実質株主として報告しなければならない。

(1) 会社が商法第 224 条ノ 3 第 1 項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたとき。

その期間が始まる時又はその日の実質株主

(2)・(3) (略)

(実質株主でなくなった者等の通知)

第 85 条 (略)

2 (略)

3 機構は、参加者口座簿の記載及び前項の報告に基づき、会社に対し、実質株主として通知をした者が実質株主でなくなっている場合はその者を、その通知をした株式数が減少している場合はその株式数の減少を通知するものとする。ただし、商法第 224 条ノ 3 第 1 項の期間内は、この限りでない。

(準用規定)

第 98 条 第 4 章の規定（第 36 条第 4 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 53 条第 3 号、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条、第 78 条の 2 及び第 81 条第 3 号の規定を除く。）は、投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質投資主」と読み替えるものとする。

2 (略)